

(船舶等型式承認規則の一部改正)
第二十九条 船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを(公示)に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「許可」の下に(検定の業務の全部又は一部の廃止に係るものを除く)を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号中「指定を取り消し、又は」を削り、若しくは「を」又は「に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
指定検定機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地
財団法人日本船用品検定協会	東京都千代田区紀尾井町三番三十一号

(海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則の一部改正)
第三十条 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則(昭和五十八年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
第三十五条の次に次の一条を加える。
(認定の基準)

第三十五条の二 法第十七条の十二第一項の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者について行う。
一 職員、検査事務の実施の方法その他の事項についての検査事務の実施に関する計画が検査事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二 前号の検査事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三 検査事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて検査事務が不公平になるおそれがないこと。
第四十一条を次のように改める。
(船級協会の名称等)
第四十一条 船級協会の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地
財団法人日本海事協会	東京都千代田区紀尾井町四番七号

(海洋汚染防止設備型式承認規則の一部改正)
第三十一条 海洋汚染防止設備型式承認規則(昭和五十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中第一号を削り、第二号中「許可」の下に(検定の業務の全部又は一部の廃止に係るものを除く)を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号中「指定を取り消し、又は」を削り、若しくは「を」又は「に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
指定検定機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地
財団法人日本船用品検定協会	東京都千代田区紀尾井町三番三十一号

(船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正)
第三十二条 船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第七項中、「第三項及び第五項」を「及び第四項」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に、「第一項及び第四項」を「第一項及び第五項」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。
8 指定密度測定機関の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地
社団法人日本海事検定協会	東京都中央区八丁堀二丁目九番七号

(救命艇手規則の一部改正)
第三十二条 救命艇手規則(昭和三十七年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。
第七条第四号中「告示で定める」を「認定する」に改め、同条に次の二項を加える。
2 前項第四号ホの規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する又は実施した講習について行う。
一 講習を実施する又は実施した者の職員、講習事務の実施の方法その他の事項についての講習事務の実施に関する計画が講習事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二 前号の講習事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

3 第一項第四号ホの規定による認定を受けた講習を実施する又は実施した者の名称及び主たる事務所の所在地、講習の名称並びに講習の実施期間は、次のとおりとする。

講習を実施する又は実施した者	講習の名称	講習の実施期間
日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定により廃止される前の日本国有鉄道(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道	限定救命艇手資格者養成講習会	昭和四十八年十一月十日から昭和六十二年三月三十一日まで
社団法人日本旅客船協会	限定救命艇手資格者養成講習会	昭和四十八年十一月十日から平成十三年三月三十一日まで
独立行政法人海技大学校	限定救命艇手講習	平成十三年四月一日以降

(船舶料理士に関する省令の一部改正)
第三十四条 船舶料理士に関する省令(昭和五十年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二号中「次項第一号」を「次号ロ」に改め、同項第三号を次のように改める。
三 次のいずれかに該当する者であること。
イ 国土交通大臣が認定する船舶料理士試験(以下「試験」という。)に合格した者
ロ 海員学校の本科司ちゆう科、司ちゆう科若しくは司ちゆう・事務科又は独立行政法人海員学校の司ちゆう・事務科を卒業した者
ハ 国土交通大臣が認定する船舶料理士の養成施設(以下「養成施設」という。)の課程を修了した者
ニ 調理師、栄養士その他イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
第一条第二項を次のように改める。

第一条第二項を次のように改める。